

平成28年度の福祉サービスの自己評価へのとりくみについて

社会福祉法等の一部改正により、社会福祉法人が担うべき役割が大きく問われています。公益性、非営利性、地域社会への貢献、国民への説明責任を果たしていかなければなりません。サービスの質の向上を図るためには、その内容を検証、評価は不可欠です。昨年度取り組んだ自己評価を今後も継続して行きます。平成28年度も前年度同様（評価基準の項目の見直しも全社協等でおこなわれるようですが）、「福祉サービス第三者評価基準（障害児者施設）」をベースとして、昨年度の課題を検証するかたちで、みだい寮のサービスの現状を評価基準の項目ごとに再確認しました。

とりくみの流れは次の通りです。

1. みだい寮における昨年度の自己評価の結果と比較検討するかたちで、職員全体に「評価基準の考え方と評価ポイント・着眼点」（基本編）・「評価基準の考え方と評価ポイント・着眼点」（支援編）それぞれの「回答用シート」に記入をしてもらう。
2. その結果を持ち寄り、年度末（1～3月の職員全体会議にて）全項目について、課題の取組状況、改善された点、課題として残されている点を検討、28年度の評価をおこなった。

平成28年度の自己評価のまとめとして、

1. 「理念や基本姿勢」「計画」の利用者・家族・職員への説明と周知という点で、わかりやすい資料を作成し、利用者集会・養護者への説明会にて説明・周知を行った。また、資料作成の過程において職員の理解も深まり、A評価（項目 NO.4・8）とした。
2. 人事管理や職員の就業状況に関しては、法人3施設における法人運営会議の定着により、職員採用や就業状況の課題把握の共有化が行われてきている（項目 NO.16C⇒B 18B⇒A）。
3. 地域の福祉ニーズの把握については、GH どんぐりの森の建物や土地の購入等をきっかけに法人による南アルプス市との意見交換を継続的に続け、地域生活支援拠点整備に向けて取り組んでいくこととなった（項目 NO.32B⇒C）。
4. サービスの質の向上に向けての組織的取り組みについては、自己評価の実施と継続がおこなわれた（項目 NO.41・42・43 を A 評価）。
5. 大きな課題としては、利用者のアセスメント、個別支援計画の作成、モニタリング、再計画は実施されているが、個々の意思決定支援と合理的配慮を適切におこなう上での職員の力量不足が揚げられる。ガイドラインをもとにみだい寮におけるマニュアルづくりの学習会に取り組み始めたが、次年度への継続的な課題となる。